

## 【別表2】

介護老人保健施設「えんやま」短期入所療養介護  
介護老人保健施設「えんやま」介護予防短期入所療養介護

## 料金表

\*基本料金:(1)+(2)+加算①②⑩+該当する加算(加算項目は裏にあります)

(単位/円)

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
(1)介護給付 (1割負担分)	施設サービス費(1日分)	577	721	752	799	861	914	966	
	〃 (30日分)	17,310	21,630	22,560	23,970	25,830	27,420	28,980	
	加算								
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費	第4段階				1,445			
		第3段階②				1,300			
		第3段階①				1,000			
		第2段階				600			
	居住費	第1段階				300			
		第4段階				2,668			
		第3段階				1,310			
		第2段階				490			
第1段階				490					
第4段階	(1)+(2)	合計/1日	4,690	4,834	4,865	4,912	4,974	5,027	5,079
第3段階②	(1)+(2)	合計/1日	3,187	3,331	3,362	3,409	3,471	3,524	3,576
第3段階①	(1)+(2)	合計/1日	2,887	3,031	3,062	3,109	3,171	3,224	3,276
第2段階	(1)+(2)	合計/1日	1,667	1,811	1,842	1,889	1,951	2,004	2,056
第1段階	(1)+(2)	合計/1日	1,367	1,511	1,542	1,589	1,651	1,704	1,756

※負担限度額認定を受けられている場合は、段階に応じた金額となります。

※朝食:350円 昼食:675円 夕食:420円

※テレビ・髭剃り等電化製品の使用に関しては、別途持ち込み料金をいただきます。

第4段階	下記以外の方	
第3段階②	年金収入等120万円超	預貯金:単身500万円、夫婦1500万円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	預貯金:単身550万円、夫婦1550万円
第2段階	年金収入等80万円以下	預貯金:単身650万円、夫婦1650万円
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	

※認定を受けるためには、介護保険負担限度額認定申請書を市町村に提出し、該当となれば認定されます。

## ◆2割負担となる方

単身世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が280万円以上340万円未満」

夫婦世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が346万円以上」

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (2割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,154	1,442	1,504	1,598	1,722	1,828	1,932
	〃 (30日分)	34,620	43,260	45,120	47,940	51,660	54,840	57,960
	加算							
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費				1,445			
	居住費				2,668			
(1)+(2)	合計/1日	5,267	5,555	5,617	5,711	5,835	5,941	6,045

## ◆3割負担となる方

単身世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が340万円以上」

夫婦世帯の場合、「年金収入+その他の合計所得金額が463万円以上」

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)介護給付 (3割負担分)	施設サービス費(1日分)	1,731	2,163	2,256	2,397	2,583	2,742	2,898
	〃 (30日分)	51,930	64,890	67,680	71,910	77,490	82,260	86,940
	加算							
(2)介護給付外 (実費負担分)	食費				1,445			
	居住費				2,668			
(1)+(2)	合計/1日	5,844	6,276	6,369	6,510	6,696	6,855	7,011

※基本料金に関する特記事項

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乗せした料金となります。

**\*加算**

(単位/円)

種類	単位数	算定単位	備考
①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	1日につき	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
②夜間職員配置加算	24	1日につき	夜勤帯において介護及び看護職員を2名以上配置
③療養食加算	8	1回につき	治療食が提供されている場合
④送迎加算	184	片道につき	
⑤個別リハビリテーション実施加算	240	1日につき	リハビリ専門スタッフが個別リハビリテーションを行った場合
⑥緊急短期入所受入加算	90	1日につき	7日または14日を限度
⑦総合医学管理加算	275	1日につき	7日を限度 治療管理を目的とした必要時の利用の場合
⑧緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518	1日につき	1月に1回・連続する3日を限度
⑨緊急時施設療養費(特定治療)		1回につき	診療報酬点数×10
⑩介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月につき	総単位数の1000分の39に相当する単位数
⑪介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		1月につき	総単位数の1000分の21に相当する単位数
⑫介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	総単位数の1000分の8に相当する単位数

備考算出  
方法で  
算定